第十二条第四号ニ中「ホ又は」を「ホ、」に、「ヲ若しくは」を「ヲ又は」に改め、同条第十号の二中「（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。）」を削り、同条第十一号ロ中「又はシェル」を「、シェル又はこれらを組み合わせたもの」に改める。

第十三条第二項第一号中「該当するもの」の下に「（共結晶したものを含む。）」を加え、同号に次のように加える。

ワ　ビス（２・２・２―トリニトロエチル）ニトラミン

第十三条第二項第二号中「該当するもの」の下に「（共結晶したものを含む。）」を加える。

第十六条第一項中「、試験装置」を「若しくは試験装置」に改め、同項第一号中「(二)、(三)　若しくはロ（四）から（六）まで」を「(二)　若しくは（三）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第三条第二号ロ（四）から（六）までのいずれかに該当する貨物を操作、保守若しくは点検するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

第十七条第一項第三号中「第一号ロ若しくはハ又は」を削る。

第十八条第一項第一号イ中「国際規格ＩＳＯ二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イに次のように加える。

（一）　移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

（二）　移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇一ミリメートル以下のもの

第十八条第一項第一号ロ（一）中「三つ」を「三」に、「国際規格ＩＳＯ二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ロ（一）に次のように加える。

１　移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

２　移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇一ミリメートル以下のもの

第十八条第一項第一号ロ（二）中「国際規格ＩＳＯ二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により測定した場合に、」を削り、「位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの」を「一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの」に改める。

第十九条第二項中「第六条第十七号イ、ロ、ニからへまで」を「第六条第十七号イ、ロ、ニからヘまで」に改め、同条第三項第三号中「及び最小線幅が〇・一三マイクロメートル以上、かつ、金属層が五層以下の多層構造を有するマイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ若しくはマイクロコントローラのコアの設計又は製造に必要な技術」を削り、同号ハ中「四」を「八」に改める。

第二十条第二項第一号から第三号まで及び第五号中「一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下」を「六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下」に改める。

第二十一条第一項第二号の二及び第三号中「第八条第九号から第十三号まで」を「第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号」に改め、同項第七号中「第八条第九号から第十二号まで」を「第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号」に改め、同項第八号の二中「第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号」に改め、「第十号」の下に「のいずれか」を加え、同項第九号中「第八条第九号又は第十号から第十二号まで」を「第八条第九号、第十号又は第十二号」に改め、同項第十六号中「第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれか」を「第八条第九号イ」に改め、同項第十七号中「第八条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれか」を「第八条第九号イ」に改め、同条第二項第三号の二ロ（二）を次のように改める。

（二）　削除

第二十一条第二項第三号の二ニ（一）中「二五六値」を「一、〇二四値」に改める。

第二十二条第三項第二号中「二乗平均」の下に「平方根」を加える。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十四号ホ及びヘ中「五から」を「四から」に改める。

（輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部改正）

第三条　輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二号から第四号まで、第七号から第九号まで、第十三号及び第十四号中「第四条第九号」を「第四条第一項第九号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成二十九年一月七日から施行する。ただし、第一条中輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第五条第二号及び第十八条の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この省令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○経済産業省告示第二百七十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月七日から施行する。

平成二十八年十一月十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

第一号6及び第二号5中「(七)　から（十一）　まで」を「(七)、(八)、(十)　又は（十一）」に、「第八条第九号から第十三号まで」を「第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号」に改める。

○経済産業省告示第二百七十七号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定めるものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月七日から施行する。

平成二十八年十一月十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗